

令和6年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員案

現行最低賃金額

時間額 948円

発効日 令和5年10月1日

改正最低賃金額

時間額 998円

引上げ額 50円

引上げ率 5.27%

発効日 令和6年10月1日